

# 幼齢犬猫の販売等の制限に係る調査評価検討会 開催要領

平成29年8月16日

環境省自然環境局

## 1. 目的

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）（以下、法とする。）において、幼齢の犬又は猫に係る販売等の制限として、法第22条の5に「犬猫等販売業者（販売の用に供する犬又は猫の繁殖を行う者に限る。）は、その繁殖を行った犬又は猫であって出生後56日を経過しないものについて、販売のため又は販売の用に供するために引渡し又は展示をしてはならない。」とされている。

ただし、現在のところ、法附則（平成24年9月5日法律第79号）において、別に法律で定める日までの間は、法第22条の5中「56日」とあるのは、「49日」と読み替えるものとするとしており、別に法律で定める日については、犬猫等販売業者の業務の実態、マイクロチップを活用した調査研究の実施等による科学的知見の更なる充実を踏まえた犬や猫と人間が密接な社会的関係を構築するための親等から引き離す理想的な時期についての社会一般への定着の度合い及び犬猫等販売業者へのその科学的知見の浸透の状況、犬や猫の生年月日を証明させるための担保措置の充実の状況等を勘案し、検討するものとし、その結果に基づき、速やかに定めるものとされている。

以上を踏まえ、平成25年度より行っている犬猫幼齢個体を親等から引き離す理想的な時期に係る調査結果をもとに幼齢個体を親等から引き離す時期と問題行動の関係について評価する「幼齢犬猫の販売等の制限に係る調査評価検討会」を設置・開催するものである。

## 2. 構成

- （1）検討会は、幼齢規制に関する知見をもった有識者及び研究者等で環境省自然環境局長が委嘱した委員をもって構成する。
- （2）委嘱の期間は承諾の日から平成30年3月31日までとする。

## 3. 座長

- （1）検討会には座長を置く。
- （2）座長は、検討委員の互選により選出する。
- （3）座長は、検討会の議事運営にあたる。
- （4）座長に事故があるときには、座長があらかじめ指名する検討委員がその職務を代行する。

## 4. 有識者の招聘

必要に応じて、座長の了解を得たうえで、検討事項に関係のある者を招聘し、意見を求めることができる。

## 5. 検討事項

検討会の検討事項は、次のとおりとする。

- (1) 幼齢規制調査の結果報告及び結果の分析・活用方法
- (2) その他検討会の目的を達成するために必要な事項

## 6. 会議等

- (1) 会議は、公開とする。
- (2) 会議資料及び議事概要については、会議後に環境省ホームページに掲載する。ただし、検討会で特に必要があると認めた資料等については、非公開とすることができる。

## 7. 庶務

検討会の事務局は、環境省自然環境局総務課動物愛護管理室に置く。

## 8. その他

この要領に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

附則 この要領は、委嘱承諾日の翌日から施行する。

## 幼齡犬猫の販売等の制限に係る調査評価検討会

### 委員名簿

※50 音順、敬称略

加隈 良枝	帝京科学大学生命環境学部アニマルサイエンス学科准教授
武内 ゆかり	東京大学大学院農学生命科学研究科教授
西村 亮平	東京大学大学院農学生命科学研究科教授
細井戸 大成	前公益社団法人日本獣医師会理事